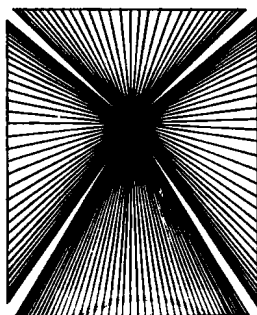


和英用語対照

税務・会計用語辞典

国税庁企画課編



財経詳報社

税務・会計用語辞典

¥3,000

昭和53年11月30日 初版発行©

昭和55年6月1日 第3刷発行

編 者 国 税 庁 企 画 課

発 行 者 長 畑 寛 昭

発 行 所 株 式 財 経 詳 報 社
会 社

〒105 東京都港区東新橋1-2-14

電話 東京 (572) 0624 (代)

振替口座 東京 7-26500番

検印略

落丁・乱丁本はお取替えいたします。 印刷・製本トータルブック

2533-64055-2797

序

税務用語の正しい知識をもつことは、税法を学び、施行し、税務の仕組みや手続を理解するための大前提であり、その意味で、「税の正しい理解」は「税務用語の理解から」といってもよいであろう。

ところが、税務の用語には専門的なものが多く、またあいまいな使い方を避けるためにそれぞれ厳格な定義づけがされている。

そのうえ、近年ますます税制も多様化し、税における国際化も進むなど、税務に関する用語も複雑になり、その数もふえる一方である。現在すでに多くの税務用語辞典が刊行されてはいるが、このたび国税庁長官官房企画課の諸君によって編纂された「税務・会計用語辞典」は、最新の税務・会計をはじめ財政や商法をも含めた約2,000語に及ぶ用語を集録し、それぞれ簡潔平易に解説している。さらに本書の特色として、用語の全項に英訳を付しており、いわば税務会計に関する和英、英和辞典としての役にも立つという点をあげることができる。

その意味でわが国の経済の国際化などの時代の要請にまさに応えたものと思う。

本書が広く活用され、正しい税務の知識の普及に大いに役立つことを期待したい。

昭和53年10月

国税庁長官 磯 邊 律 男

は し が き

日本語は世界でも稀なほど語彙が豊富で、一つのことを意味するのに数限りない言葉があり、日本文学に豊かな表現の手段を与えている。しかし、こうした日本語の特色は、厳密な定義を要求される社会科学、自然科学等科学のための用語として使う場合は、そのあいまいさの故に、意思伝達の手段としての機能が若干不十分になってしまうことがある。

もとより、税務用語、税法用語に対しては、難解である、取っつきにくい、という非難があげられている。これは、あいまいな日本語を使っているという困難に加え、税法自体が、あらゆる場合に対応できるように、正確に書き分けてあるため、一読してその意味がつかみにくいということがあるからかもしれない。

税務用語を使う場合においては、あいまいさは許されず、意味、定義を一つ一つ確かめつつ用いていかねばならない。ここに、複雑多岐にわたる税務用語を簡潔に解説した税務用語辞典に対する社会的需要が出てくる。すでにこの分野でも、大辞典から小辞典に至る各種のものが刊行されており、それぞれメリットを持っているが、たとえば、税法が毎年改正されるために、数千ページに及ぶ大辞典でも適宜改定されないと *out of date* になってしまう。

また、日本経済の国際化、企業活動の国際化に伴い、日本企業の海外進出及び外国企業の日本進出も本格化しており、外国の税制及び税務行政について知識を得ようとするときとか、日本の税務用語の適切な英語表現や英語の税務用語の日本語訳を捜すときに、適当な辞典というのは余り見当たらない。

実務家や学生が正確な意味を知りたいとき、簡潔にその用が足せ、最近の税法改正までをカバーし、かつ国際的視野から用語の解説を行うという辞典についての新企画は一つの意味があろう。こうして企画された「税務・会計用語辞典」の特徴は次のとおりである。

- ① 徹底した小項目主義をとり、収録項目数が類書に比べて多いこと、及び項目の解説が原則として 200 字程度におさえてあり、読者が、その時々、その意義

が不明確に感じられた税務用語を手軽に引いてみるのに便利ようになっていく。

- ② 税務を分かろうとすることができるだけ多くの人を満足させるために、内容の水準は落さず、解説はできるだけ平易にすることを旨としてあり、高等学校の卒業生ならば、多少の努力を払えば、この辞典の説明を理解できるはずである。
- ③ できうる限り、主要国の税制・税務行政上の用語を取り込むことによって、企業の海外進出等に際して必要と思われる外国の税務用語もカバーされている。また、日本の税務用語を含め全項目に英語を付し、英文・和文両方で索引をつけてあるので、税務・会計用語の英和・和英辞典として活用できるようにしてある。
- ④ 用語及び解説とも最新の税制改正に意を払ってある。
- ⑤ 巻末に主要国の税務行政についての解説をつけたので、それだけ読んでも、主要国の税務行政の概略が分かるようにしてある。

この辞典の用語の解説及び編さんには企画課の諸兄が当たった。細心の注意を払ったにもかかわらず、この辞典にはまだ足りない点があるかもしれない。それらは版を重ねるごとに改善してゆくつもりである。読者の御叱声を心からお願いしたい。

昭和53年 9 月

国税庁長官官房企画課長

内 海 孚

凡 例

法人税法	法	相続税関係通達	相続通
所得税法	所	相続税財産評価基本通達	相続通
相続税法	相	租税特別措置法	措置法
地方税法	地	租税特別措置法施行令	措置法令
物品税法	物	租税特別措置法施行規則	措置法規
関税法	関	租税特別措置法関係通達	措置法関通
酒税法	酒	国税徴収法	徴収法
印紙税法	印	国税犯則法	犯則法
砂糖消費税法	砂糖消法	国税通則法	通則法
裁判所法	裁	国税徴収法施行令	徴収法令
民法	民	国税徴収法通達	徴収法通
商法	商	国税徴収法基本通達	徴収法基通
刑法	刑	国税通則法施行令	通則法令
日本国憲法	憲法	国税通則法施行規則	通則法規
財政法	財法	行政事件訴訟法	行訴法
財政法附則	財付則	行政不服審査法	行服審査
法人税法施行令	法令	民事訴訟法	民訴法
所得税法施行令	所令	刑事訴訟法	刑訴法
物品税法施行令	物令	日本銀行法	日銀法
相続税法施行令	相令	商法特例法	商特法
関税法施行令	関令	地方財政法	地財法
法人税法施行規則	法規	地方自治法	地自法
所得税法施行規則	所規	地方税法附則	地付則
法人税基本通達	法基通	地方交付税法	交付税法
所得税基本通達	所基通	関税定率法	関定法

公職選挙法	公選	減価償却資産の耐用年数 等に関する省令	耐省令
独占禁止法	独禁法	減価償却資産の耐用年数 等に関する基本通達	耐基通
証券取引法	証取法	災害被害者に対する租税 の減免、徴収猶予等に 関する法律	減免法
労働基準法	労基法	災害被害者に対する租税 の減免徴収猶予等に 関する法律の施行に 関する政令	減免法令
外国為替管理法	外為法		
外国為替銀行法	外為銀行法		
大蔵省組織令	大組令		
大蔵省設置法	大設法		
大蔵省組織規定	大組規		
不動産登記法施行令	不動産登記 法令		

○参照条文中，条文が続けて三以上にわたる場合には～の記号で示す
（例） 法143, 144, 145, 146→法143～

○の記号は参照用語を示す

目 次

あ……3	か… 39	さ…166	た…267	な…312
い… 10	き… 86	し…183	ち…278	に…313
う… 22	く…111	す…236	つ…290	ぬ… —
え… 29	け…118	せ…237	て…291	ね…317
お… 34	こ…139	そ…250	と…296	の…318
は…326	ま…361	や…371	ら… —	わ…387
ひ…331	み…362	い… —	り…379	い… —
ふ…339	む…366	ゆ…373	る…382	う… —
へ…349	め…369	え… —	れ…384	え… —
ほ…351	も…370	よ…376	ろ…386	を… —

索引 (和英)………… 391

索引 (英和)………… 431

税務・会計用語辞典

あ

アメリカ内国歳入庁 (Internal Revenue Service)

米国財務省のいわば外局で、アルコール、煙草、銃砲及び爆薬に係る税以外の連邦内国税に関する執行機関であり、わが国の国税庁に相当する。本庁はワシントンにあり、主として監督機関としての役割をもつ七つの国税局、ADP による内部事務処理を中心に受け持つ中央コンピュータセンター及び10のサービスセンターが配置されている。さらに、全国に58の税務署が配置され、その下に支署が約900ある。

アメリカ内国歳入法 (Internal Revenue Code)

アメリカの連邦の租税制度は、個人所得税と法人所得税とを中軸とし、これに遺産税、贈与税、及び社会保障税とで直接税の体系をつくり(税收の90%を占める)これに酒、タバコ等の間接税で補完する体系をとっている。こうした内国税の税目をまとめて規定し、手続及び執行を加え各編について規定したのが内国歳入法である。日本と同じ申告納税制度が採用されているがアメリカ内国歳入法にはこれを担保する諸制度がある。たとえば①納税義務者に記帳義務が課されており、日本の白色申告者に対するような例外はない。②賦課の時効は故意の脱税について認められず、通常の3年の時効も納税者の同意で延長させることができる。③利子配当、金融機関における預金の移動等について内国歳入庁に対する資料提出

義務が広範に存在する。④調査に応じない者に対しては強制執行力のある召換状を発することができる。なお米国では銀行預金の設定に社会保険番号の記入を義務付ける等、仮名預金を不可能にする諸制度をとっている。アメリカではこうした法制があるために申告水準は非常に高いといわれている。内国歳入法は1939年に個別税法を統合して制定され、1954年に全面改正された。

相対売買 (negotiated transaction)

売買当事者が双方の合意によって取引内容(数量・価格及び決済方法等)を決めて行う取引をいう。無競争で行われる取引であることが特色として挙げられる。これに対置される取引方法には、競争売買(せり売買、入札売買を含む)がある。

相対売買は、一般的には、取引市場ではなく、店頭市場で行われるのが実情である。

青色申告書 (blue return)

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、その年以降の各年における確定申告書及び当該申告書にかかる修正申告書を、青色の申告書により提出することができる。この申告書を青色申告書という。青色申告書には次の書類の添付を要する。
①貸借対照表及び損益計算書。②不動産所得、事業所得、山林所得の金額の計算に関する明細書。また、税務署長の承認を受けた法人は、確定申告書、中間申告書、清算事業年度予納申告書等並びにこれらの申告書に係る修正申告書を青色申告書により提出できる。青色以外の一般の申告書を通常白色申告書という。青色申告

はシャープ勧告に基づいて創設されたが、「青」という色は英語では必ずしもいい意味をもたない（仕事の始まる憂うつな月曜日という意味でブルーマンディという言葉もある）。「青」という色が具体的に選ばれたのは、明朗、ガラス張りといった青についての日本のイメージが関係したといわれている。この意味でも青色申告書というのは日本的な制度である。

[参照条文]所2①四十，143，166 法2

①四十，121，146

青色申告承認申請の却下 (rejection or disapproval of application to file blue return)

青色申告書を提出することにつき承認の申請があった場合において、次に該当するときは、税務署長はその申請を却下することができる。①当該申請者の帳簿書類の備付け、記録又は保存が、大蔵省令で定めるところに従って行われていないこと。②当該帳簿書類に取引の全部又は一部を仮装又は隠ぺいして記載していることその他不実の記載があると認められる相当の理由があること。③承認申請書を承認取消の通知を受け、又は青色申告の取りやめの届出書を提出した日から1年以内に提出したこと。却下の処分をするときは、申請をした者に書面によりその旨通知する（承認の処分の通知も同様である）。

[参照条文]所145，法123

青色申告承認の取消し (revocation of approval to file blue return)

税務署長は青色申告の承認を与えた者について、次の事実があると認められる場合には、その承認を当該年分にさかの

ぼって取り消すことができる。①その年分の帳簿書類の備付け、記帳又は保存が大蔵省令で定めるところに従って行われていないこと。②その年分の帳簿書類について税務署長の指示に従わなかったこと。③その年分の帳簿書類に取引の全部又は一部の仮装隠ぺい記載その他記載事項の全体について真实性を疑うに足りる相当の理由があること。④確定申告書を提出期限までに提出しなかったこと（法人のみ）。青色申告の承認が取り消された場合には取消しの対象となった年分にさかのぼって承認の効果が失われ、その年分以降の年分につき、提出された青色申告書は青色申告書以外の申告書とみなされる。

[参照条文]所150，法127

青色申告制度 (blue return system)

納税者の記帳慣行の育成と定着及びこれに基づく適正申告の促進を目的として、所得税及び法人税に関し認められている特別の制度。シャープ勧告に基づいて昭和25年の所得税の改正によって実現された。納税者が一定の帳簿書類を備え付け所定の事項を記録し、その結果によって申告を行う場合には、一般の納税者の用いる申告書と違う青色の申告書を使用させ、その帳簿書類の調査を行わない限り、原則として更正を行わない等税法上種々の特典が認められている。申告納税制度はそもそも各納税者の適正な記帳の上に初めて成立するものであり、たとえば米国等では税法上記帳義務が当然納税者に課されており、たとえば日本の白色申告者の例のようなものは認められていない。青色申告制度は記帳慣行が十分でない日本で、昭和22年に導入された申

告納税制度を正しく定着させる重要な役割を果たしてきており、現在も制度の中核を担っている。

[参照条文]所143, 法121  青色申告
青色申告の承認 (approval to file blue return)

備付け帳簿について大蔵省令で定める一定の要件を満たす者は、税務署長に対して、確定申告書を青色の申告書で提出することの承認を申請することができる(個人の場合はその年の3月15日まで、法人の場合は事業年度開始日の前日まで)。税務署長は承認申請が次の要件を備えているときは、その申請を承認する。
①帳簿書類の備付け、記録及び保存が大蔵省令で定めるところに従っていること。
②備え付ける帳簿書類について取引の全部又は一部の仮装又は隠ぺいその他不実の記載があると認められないこと。
③過去1年以内に青色申告の承認の取消し又は取止めの届出書を提出していないこと。税務署長は申請があったら調査のうえ承認又は却下を行うが、個人の場合はその年の12月31日まで、法人は事業年度の終了の日まで承認又は却下が行われなかったときは、それぞれそれらの日において承認があったものとみなされる。

[参照条文]所144～, 法122～

青色申告の特典 (privileges to blue return taxpayers)

青色申告の承認を受けた者は次の権利を取得する。①確定申告書を青色の申告書によって提出することができる。②専業専従者に支給した給与の額を必要経費に算入することができる。③現金主義による所得金額計算方式を選択することが

できる。④家事関連費のうち業務遂行上必要であることが明らかな部分を必要経費に算入することができる。⑤みなし法人課税を選択することができる。上記①の権利を行使した者は更に次の権利を取得する。②帳簿調査に基づかない更正を受けることのない権利。③更正通知書に理由記載を受ける権利。④更正について異議申立を経ずして審査請求をすることができる。⑤純損失又は欠損金額の繰越しをすることができる。⑥純損失又は欠損金額の繰戻しによる還付請求をすることができる。⑦各種引当金、準備金繰入れ額の必要経費算入等の特例の適用を受ける権利。

[参照条文]所143, 148, 155, 法121, 126, 130

青色専従者 (family employees of blue return taxpayer)

青色事業専従者とは、所得税において青色申告者と生計を一にする親族で、次に掲げるすべての要件に該当する者をいう。①その年12月31日の現況で15歳以上であり、かついずれかの居住者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者でないこと。②その青色申告者の経営する事業にもっぱら従事する親族であること。具体的にはその年を通じて6月をこえる期間もっぱら従事する者をいう。なお、これらの場合において、④学校教育法1条又は83条の学校の学生又は生徒。⑤他に職業を有する者。⑥老衰その他心身の障害により、事業に従事する能力が著しく阻害されている者の場合は当該期間もっぱら従事する期間に含まれない。青色専従者については、青色専従者給与の支払が認められている。

[参照条文]所57①

青色専従者給与 (wages of family employees of blue return taxpayer)

青色事業専従者が、その従事している事業から、法に規定する書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、その給与の金額がその労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、事業の種類及び規模、同種の事業で規模が類似するものが支給する給与の状況等に照らしその労務の対価として相当であると認められるものは、その事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入し、かつ青色事業専従者のその年分の給与所得に係る収入金額とすることができる。この給与を青色事業専従者給与という。青色事業専従者給与の必要経費算入に関する規定の適用を受けようとする青色申告者は、その年3月15日までに、所定の事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

[参照条文]所57①

青色専従者控除 (deduction for family employees of blue return taxpayer)

青色申告者の場合は、その家族専従者に支払った給与は青色専従者給与として、必要経費に算入することが認められている。ただし、青色申告者にあつては、一定の帳簿書類を備え、記帳を行うことによって、事業と家計の分離を明確ならしめることが可能だからである。これに対して、青色申告者以外のものについては、労働日数等一定の外形的な基準のもとに専従者を認定し、その専従者に給与の支払がなされたか否かにかかわらず、

概算的に一定金額を必要経費とみなすことにしている。

[参照条文]所57①

赤字公債 (deficit-covering bond)

財政法4条は社会資本調達のために発行される建設国債以外の経常的経費に充当する歳入の補てんにあてる公債の発行を認めていないが、50年度以降歳入不足を補うために「公債発行の特例に関する法律」によって発行され始めた公債で、特例公債ともいう。多大の需給ギャップがあり市中に資金がだぶついている場合は赤字公債の発行が即インフレとはつながらないが、赤字公債は公債のなかでも次のような不健全性を持つといわれている。①人件費等の経常的経費にあてられるものであり、見合いの資産が残らない。②将来の世代に対し、なんら受益を与えることなくもっぱら負担のみを課すこと、すなわち将来の世代からの借金を現在の世代で費消してしまうことになる。③歯止のない赤字公債の収入が、あたかも「当然の財源」と考えられるようになり、遂には財政の膨脹、放漫化を通じてインフレを招く恐れもある。

赤字財政 (deficit finance)

わが国の予算制度下で、公債・借入金を含まない歳入を公債元本の償還費を除く歳出が上回る場合を赤字財政という。こうした歳入、歳出がバランスしている場合を均衡財政、歳入が歳出を超える場合を黒字財政という。

赤字財政を恒常的に続けることは経済を破たんさせる恐れがあるが、経済の短期的安定のための調整手段として財政を利用するフィスカルポリシーとして、ケインズ経済学の影響のもとに発展した。

すなわち現在の物価水準で財サービスの総需要が潜在的供給に不足するときは、一時的に赤字財政によって全体の需給を調整し経済の不安定を是正することができる。

揚超 (excess withdrawal)

財政資金の対民間収支が引揚超過となっている状態をいい、「受超」ともいう。

季節の変動要因としては、租税収入や郵便貯金がある。反対の概念が散超であり、いずれも日本銀行の短期的な債券売買等の介入によって市場の資金需給が調節される。

明渡し (evacuation)

建物土地等の借主が、賃借期間の満了又はその他の事由により立ち退いて、他の者に当該建物等を明渡しことをいう。借地法、借家法においては、土地所有者及び建物所有者に自ら使用することを必要とする場合その他正当な事由がある場合には、明渡しの正当事由としている。しかし、判例では、一般的に貸主借主双方の事情を比較衡量し（たとえば、賃貸人自身又はその家族が住居がなく非常に困っている場合、家屋又は土地の売却が賃貸人の生計上必要不可欠の場合、明渡しに関する賃借人の苦痛度、その他立退料の有無等の理由）、さらにその他一切の事情を考えて、明渡しの正当性を判断しなければならないものとしている。

[参照条文]借地法4, 6, 借家法1の2 足切り (cutback of deduction)

一定限度額以下の金額について、控除等を行わずに切り捨てることをいう。たとえば、医療費控除においては、所得金額300万円の者が8万円の医療費を支出した場合の控除額は、5万円を超えた部分

の金額、つまり3万円が医療費控除の対象となる。したがって、控除限度額である5万円については切り捨てられることとなる。

[参照条文]所73 医療費控除 頭金 (down payment)

広義では、「内金」又は「手付金」の意味に用いられる。特に商取引に際し、荷為替又は荷付為替手形で代金決済をするために銀行が預かる手形金額の10～20%に相当する預り金をいう場合もある。

預り金 (deposit received)

現金で返済しなければならない営業上又は営業外の一時的な預り金を総称したものである。

一般的には、預り金勘定は、預り保証金、預り保証有価証券、従業員預り金、従業員及び身元保証金等に細分化される。

会計処理上は、債務に整理し、資産としての現金、預金及び保有有価証券等を対照勘定とする。

預り保証金 (deposits received for guarantee)

種々の形態があるが、営業取引の上で取引先から一種の担保の効果を狙って差し入れさせるものが典型的なものである。この例としては、商品等の販売に係る債権担保の目的で差し入れさせる一定の保証金があり、会計処理上は負債として扱う。また、商品等の販売に係る特権を与えた特約店等から、契約違反に備えて差し入れさせるものもあり、さらに、建物等の貸借上の敷金や商品容器の保証金として受け入れたものもこれに属する。

預り有価証券 (securities received for

guarantee)

貸付金に対する保証又は担保として受け入れた有価証券を整理する科目で、負債として扱われる。保管有価証券の対照勘定となるものである。

圧縮記帳 (advanced depreciation)

法人税及び租税特別措置法において、価値の減少の事実の生じていない資産について一定の金額を損金の額に算入して帳簿価額を減額できる制度である。国庫補助金等の収入益、換地処分等による譲渡利益等は益金となるべきものだが、取得した資産について一定額まで帳簿価額を圧縮して損金算入を認めることで、実質的にそれらの益金と相殺し、その段階で課税利益を生じさせないようにする制度である。譲渡原価又は減価償却の計算の基礎となる取得価額は、圧縮記帳による損金算入額に相殺する分だけ譲渡原価、減価償却額が少なくなる。すなわち圧縮記帳の制度は課税の免除ではなくて課税の延期なのである。これらの圧縮記帳は、原則として青色申告法人であるか否かに関係なく適用される。

[参照条文]法42～66、66の③、67の④、措置法64～

圧縮記帳の特別勘定 (special account for advanced depreciation)

国庫補助金等の返還を要しないことが、その交付を受けた日の属する事業年度終了の時までに確定していない場合にはその期の確定した決算において、その国庫補助金等相当額以下の金額を特別勘定として経理したときは、その経理した金額相当額は、その事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入される。この特別勘定は、損金経理により設定する方

法であると利益又は剰余金の処分により積み立てる方法であるとを問わない。この特別勘定は、その国庫補助金等について、その返還すべきこと等の事由が生じたときは、取りくずさなければならない。取りくずした特別勘定の金額は、その該当する日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入される。

[参照条文]法48①、②、③

圧縮記帳をした資産の簿価 (book-value of advanced depreciation assets)

法人税の課税上、いわゆる圧縮記帳の適用を受けて取得した資産の取得価額は、実際の取得価額から圧縮記帳による損金算入額（たとえば、国庫補助金相当額）を控除した残額とされている。したがって、以後においてこの資産について減価償却額を計算する場合又は譲渡原価を計算する場合には、圧縮後の簿価を基礎とすることとされている。なお、所得税においても同様の仕組みがとられている。

[参照条文]所42、法42、45等

圧縮限度額 (advanced depreciation limit)

圧縮記帳は法人の圧縮限度額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額するか、又は圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる経理をした場合に認められるのであって、その経理をしないうで申告書で損金算入することはできない。圧縮限度額は、取得した代替資産の取得価額のうち、譲渡利益、保険利益又は収入益に対応する金額をいう。たとえば、代替資産について、その取得価額からその譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額のその補償金に対する割合（差益割合）を乗じて計算し